

飲酒の影響

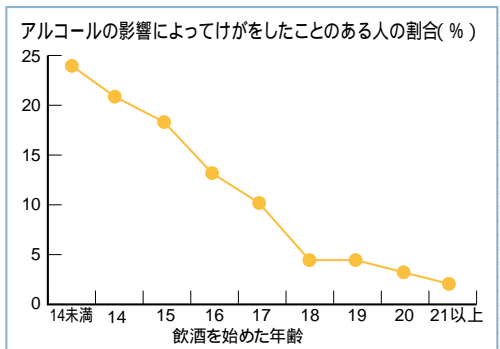
体内に入ったアルコール

アルコールは、飲むと胃や腸からすぐに吸収され血液によって全身に行き渡ります。
 アルコールは特に中枢神経に作用して脳を麻痺させます。
 アルコールの分解能力は一人ひとり違います。

未成年者が飲酒をしてはいけない理由

飲酒開始年齢とけがの経験率

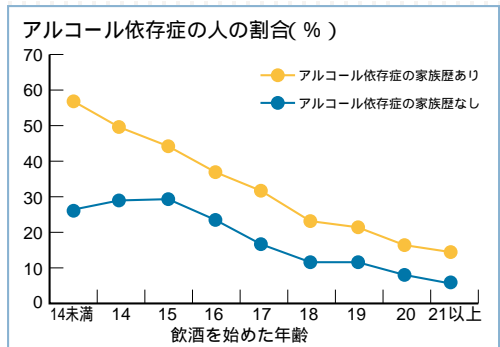
飲酒開始年齢が低いほど、アルコールの影響によってけがをしやすくなります。



(Hingsonら, 2000)

飲酒開始年齢とアルコール依存症

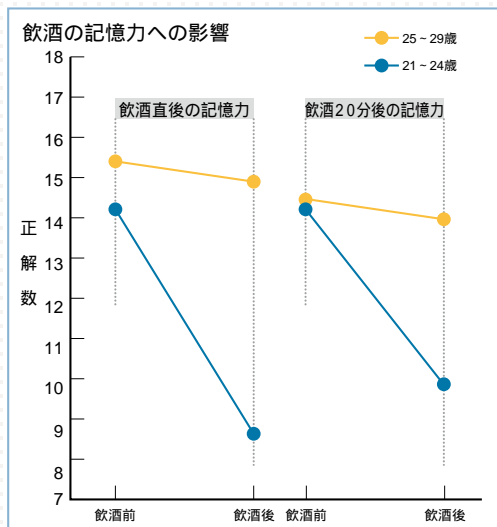
飲酒開始年齢が低いほど、アルコール依存症になる人の割合が高くなります。



(Grantら, 1997)

飲酒と記憶力

飲酒をすると記憶力が落ちます。特に若い人では飲酒をすると学習成績が極端に低下します。



(注) 体重1kgあたり0.6gのアルコールを飲んだ時

(Achesonら, 1998)



年齢確認実施中！
 国税庁が中心となって作成したポスターです。コンビニエンスストア等に掲示され、未成年者の飲酒防止を広く呼びかけています。



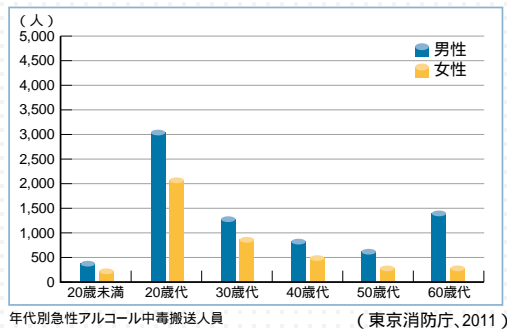
飲酒の急性影響

急性アルコール中毒

急性アルコール中毒	アルコールによる急性の影響で、命の危険を伴うまでに至った状態です。
飲酒量	血中濃度で0.15%以上が中毒域。0.4%以上では死に至る危険性が高くなります。短時間に日本酒5合またはビール中ビン5本以上飲んだ場合に0.4%を超える危険があります。
急性アルコール中毒になりやすい人	・アルコールの分解の遅い人 (未成年者、女性、高齢者、体が小さい人、飲酒後顔が赤くなる人) ・アルコールに慣れていない人 ・アルコールの飲み方・酔い方が分かっていない人
症状	意識がうすれてくるとともに、激しい吐き気、体温低下、血圧低下、頻脈、呼吸数減少、尿・便失禁などの症状が出てきます。さらに血中濃度が上がると、意識がなくなって倒れ、死に至ることがあります。また、吐いた物を喉に詰まらせ、窒息で死亡することもあります。

急性アルコール中毒の現状

急性アルコール中毒で病院に運ばれた人を調べると20歳代が最も多く、10歳代にも相当数認められます。平成23年度に急性アルコール中毒によって病院に運ばれた10歳代の数は、男性364名、女性209名、合計573名でした。



イッキ飲みへの警告ポスター



(イッキ飲み防止連絡協議会)

おそろしい急性アルコール中毒

飲酒によって血液に入ったアルコールは、脳のさまざまな働きを抑えてしまいます。血中のアルコールの濃度がどんどん高くなると、大脳皮質から辺縁系、さらには延髄まで中枢神経の麻痺が進み、刺激にも反応しなくなる昏睡状態におちいり、呼吸中枢まで麻痺してしまって死に至ることもあります。

急性アルコール中毒とは、血中と脳内のアルコール濃度が急激に高まって、一挙に身体が危険な状態になってしまうことです。同じ量のアルコールでも、短時間で飲むと血中のアルコール濃度はより早く最高になり、また最高濃度もより高くなります。短時間に大量のアルコールを飲む「イッキ飲み」は急性アルコール中毒、そして生命の危険につながります。成人になってからも決してやってはいけませんし、人にさせてもいけません。

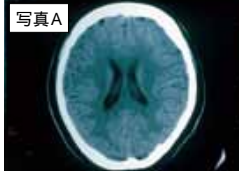
Column



長期にわたる大量飲酒が 引き起こす影響

脳への影響

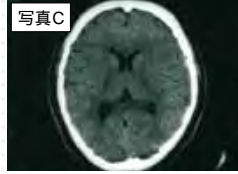
アルコールは、脳の神経細胞に影響を及ぼし、その結果、脳が縮んでいきます。脳に対するアルコールの影響は、未成年者で特に強いことが知られています。



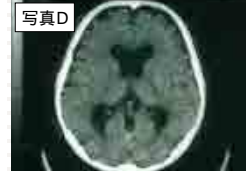
写真A
正常な脳のCT



写真B
アルコール依存症患者の脳のCT:(Aとほぼ同じ高さの位置の断面)脳の外側に溝ができ、中央の黒い部分(脳室)が広がり、脳が全体に縮んでいます。

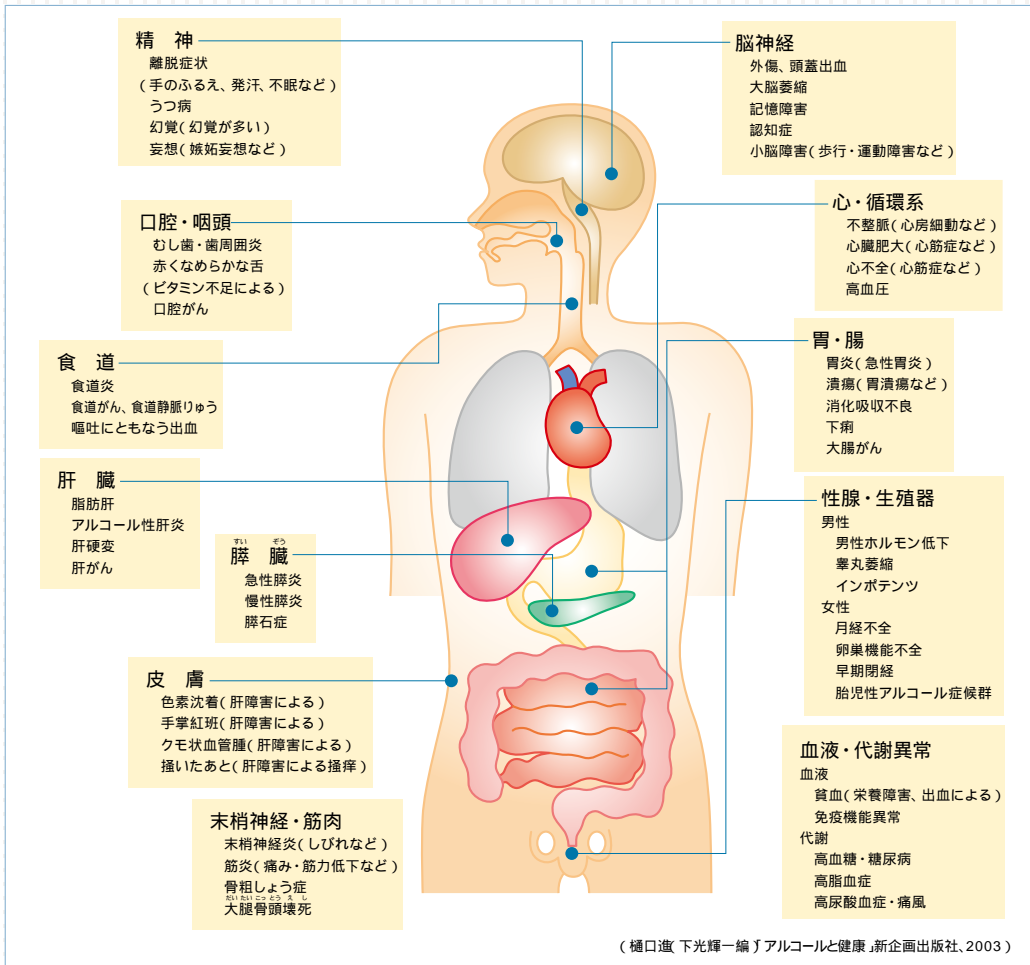


写真C
正常な脳のCT:Aに比べてやや低い位置の断面。



写真D
アルコール依存症患者の脳のCT:(Cとほぼ同じ高さの位置の断面)脳の外側に溝ができ、中央の黒い部分(脳室)が広がり、脳が全体に縮んでいます。

長期にわたる大量飲酒が引き起こす病気





飲酒の害に対する社会的対策

未成年者飲酒禁止法

20歳未満は、飲酒することを禁止した法律です。

未成年者飲酒禁止法（抜粋）

大正11年3月30日法律第二十号
最終改正 平成13年12月12日法律第一五二号

- 第1条 満20年に至らざる者は酒類を飲用することを得ず
- 2 未成年者に対して親権を行ふ者若は親権者に代りて之を監督する者未成年者の飲酒を知りたる時は之を制止すへし
 - 3 営業者にして其の業態上酒類を販売又は供与する者は満20年に至らざる者の飲用に供することを知りて酒類を販売又は供与することを不得
 - 4 営業者にして其の業態上酒類を販売又は供与する者は満20年に至らざる者の飲酒の防止に資する為年齢の確認其の他の必要なる措置を講ずるものとする
- 第2条 満20年に至らざる者か其の飲用に供する目的を以て所有又は所持する酒類及其の器具は行政の処分を以て之を没収し又は廃棄其の他の必要なる処置を為さしむることを得
- 第3条 第1条第3項の規定に違反したる者は50万円以下の罰金に処す
- 2 第1条第2項の規定に違反したる者は料りに処す

Column

飲酒運転は法律で厳しく取り締まられています

交通事故では、子供や高齢者のいわゆる交通弱者が被害に遭うことがあります。飲酒運転が原因で平成18年8月に福岡県で幼児3人が死亡する悲惨な事故が発生しています。そのため、飲酒運転に対する罰則が平成19年9月に厳しくなりました。

飲酒運転は運転者だけでなく、酒気を帯びているもので飲酒運転を行うおそれのあるものに対して車や酒を提供した人にも厳罰があります。

また、運転者が酒に酔ったり酒気を帯びたりしていることを知りながら運転の要求や依頼をして同乗することも禁止されています。

	運転者が酒酔い運転*の場合	運転者が酒気帯び運転**の場合
運転者本人	5年以下の懲役又は 100万円以下の罰金	3年以下の懲役又は 50万円以下の罰金
車の提供者		
酒類の提供者	3年以下の懲役又は 50万円以下の罰金	2年以下の懲役又は 30万円以下の罰金
同乗者		

運転者が飲酒検知（呼気検査）を拒否した場合、3か月以下の懲役又は50万円以下の罰金が課せられます。

* 酒酔い運転・・・飲酒により正常な運転ができないおそれがある状態で運転

** 酒気帯び運転・・・呼気中のアルコール濃度が0.15mg/l以上ある状態で運転